



永遠のきずな  
eternal bonds

輸送サービス労働組合 大崎運輸区分会  
発行責任者・情宣部  
2024.09.02  
No.116

## 予備に人権を!! その2

～その前泊おかしくないですか?～

### 運転士組合員に発生した「勤務変更」 乗務員のみなさん! どう思いますか!?

とある運転士組合員の勤務。勤務発表後9月3日の行路が、

B予備から9行路(7時26分出勤)に売れました。

9/1(日)	9/2(月)	9/3(火)	9/4(水)	9/5(木)	9/6(金)
39-	公休	B予備⇒9	15	3	37

～時系列～

8月31日(土)

・39行路を出勤した際、当直より「9月3日のB予備を9行路(7時26分出勤)」の勤務変更の通告。

→通告を受けた組合員がその場で「通勤経路は地元バスとJR。初バス使って大崎駅に向かっても、勤務開始の14分前の7時12分着。もし可能なら、例えば10行路(7時55分出勤)と変更すれば遅刻する事は無い。そこの変番できませんか?」と確認したところ、当直副長からは「10行路は交番の人が担当なので、そこと変更は出来ません。」と返答。

9月1日(日)

管理者に再度「9行路を10行路か11行路に変番出来ないか。配慮出来ないのかを確認」するも回答変わらず。 ↓続く

#### 管理者とのやり取りでわかったこと

- 基本的には交番者との勤務変更はしない。  
→「出勤時間を早めることで、出勤遅延のリスクが発生するから。」
- 始発に乗って出勤しても、点呼ギリギリの到着になる事を申告し、できる勤務変更があるにも関わらず、「交番者とは勤務変更しない」という理由だけで拒否  
→交番優先とするのなら今後、見習いとこの要注意行路の変番などしなくてもよくなりますよね?  
→また、3日の10行路を持っている本人が、管理者に「10行路は前泊するから9行路と変番可能」であることを伝えるも「気持ちはありがたいが変番はしない」と拒否。

#### みなさんに訴えたいこと!

乗務員のみなさんへ

- ◇ 限りある休みの日に前泊したい人っています? ノーペイですよ?
- ◇ 会社は、乗務員の休暇より勤務指定優先!!  
→これで健康経営? 人間味がありません! 病むばかりです...
- ◇ 管理者は、人間味より勤務操配。前例がないことはやらないという自己保身!!  
→しかし以前は双方の乗務員の同意があれば、このような勤務変更は行われていました。

#### 勝手にルールを策定・変更したのは会社なのです!

今回の事象を整理すると、会社は山手線の安全・安定輸送の確保のため、「遅刻を防ぐ」「乗務員の休息時間の確保」のための、できる勤務変更をやらなかったという事です!

## これってわがままですか?

配慮無くして生活に支障! 社会の流れにも逆行!  
賃金・手当なし  
前日出勤を強いる

JR 東日本の常識は社会の非常識!

社員の生活を考えず、機械のように扱うことが企業体質と化している。